

令和 7 年 1 0 月 6 日

環境清掃部環境保全課

ウミネコ防除対策について

1 概要

(1) 経緯

令和 4 年 4 月 1 日に策定された第 1 3 次東京都鳥獣保護管理事業計画の中で、ウミネコが飛来し、営巣・産卵する 3 月～8 月の期間において、卵の採取と雛の予察捕獲が可能となった。

(2) 対策

生活環境の被害を防止するため、ウミネコに関する捕獲等について東京都の許可を得た事業者に委託し、区内で繁殖している建物内の巣の撤去、卵の採取、雛の捕獲及び今後の防除対策への助言を行う。費用は全額区が負担する。

2 実績（令和 7 年 4 月～8 月）

項 目	令和 7 年度	(参考)令和 6 年度
調査・助言	9 件	2 2 件
巣 撤 去	8 1 個	1 6 8 個
卵 採 取	3 1 個	2 9 9 個
雛 捕 獲	1 3 6 羽	1 3 0 羽

※ 調査・助言については年間を通じて対応